

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年 5 月 13 日

月 曜 日

第 3616 号

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 1
- 保安林の指定の解除予定 3

### 公 告

- 開発行為の工事完了

## 告 示

### 富山県告示第238号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区上轡田換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間  
平成25年 5 月 15 日から  
平成25年 6 月 12 日まで

- 3 縦覧の場所  
富山市役所

### 教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算し

て15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県告示第239号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区下礮田換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成25年 5 月15日から

平成25年 6 月12日まで

- 3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者

は、富山県知事となります。) 、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第240号**

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年 5 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県氷見市中波字上野4005の3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 5 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名

滑川市高月町129番の一部 (第1工区)			滑川市寺家町 104番地	滑川市長 上田 昌孝
南砺市川西636番1の一部、 637番1の一部、638番1の 一部、638番2の一部、639 番1の一部、640番1の一 部、640番2の一部及び923 番の一部 (第2工区)			南砺市福野 100番地	コマツNTC 株式会社